

## 評 価 書

平成28年9月5日  
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、下記のとおりである。

### 記

#### 1 対象事業名

船形コロニー整備事業

#### 2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

#### 3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり

#### 4 評価の経過

平成28年7月11日	行政活動の評価に関する条例第5条の書面(評価調書)の確定
平成28年7月12日	宮城県行政評価委員会への諮問
平成28年7月12日 ～8月12日	行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取
平成28年7月20日	同委員会大規模事業評価部会(第1回開催)
平成28年8月9日	同委員会大規模事業評価(現地調査)
平成28年8月25日	同委員会大規模事業評価部会(第2回開催)
平成28年9月1日	同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申
平成28年9月5日	県の自己評価の確定, 条例第10条の書面(評価書)の確定

#### 5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

#### 6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過, 県民意見聴取の結果並びに同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申を踏まえ, 本事業について, 行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果, 本事業を実施することは適切であると判断した。(評価結果の詳細は, 別添資料2のとおり)

なお, 同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容(評価書を作成するに当たり検討すべき事項等)並びに県民から提出された意見に対する県としての検討結果は次のとおりである。

## (1) 答申内容に対する検討結果

- ① 事業の実施に当たっては、今後のニーズの変化等に適切に対応できる機能を備えた施設となるよう検討すること。 [答申記1関係]

### 【検討結果】

利用者一人ひとりの意思を尊重し、利用者主体の障害福祉サービスを提供できるよう利用者のニーズの把握や各種将来推計等について検討を行い、必要な機能を有する施設となるよう、施設整備及び運営方法等について、関係者と十分な調整及び検討を行う。

- ② 先進的な機能の導入等により、維持管理費用の縮減を考慮すること。 [答申記2関係]

### 【検討結果】

設計段階において、構造や各種性能を含めたライフサイクルコストを比較検討し、インシヤルコストとランニングコストを極力抑えた計画に配慮する。加えて、同一棟とする合築や高層化・多層階化を検討し、効率的な施設運営の視点にも配慮した検討を行う。

- ③ 施設職員の労働環境についても配慮するとともに、長期的視点で職員の育成に努めること。 [答申記3関係]

### 【検討結果】

施設整備の検討に当たっては、施設の利用者及び施設職員等の意見を十分踏まえることとし、施設職員にとっても働きやすい施設とする。また、研修機能を新たに整備・拡充することにより、当施設及び県内の民間事業者と連携し、人材育成に努める。

## (2) 県民意見に対する検討結果

重度や最重度の障害者が安心・安全に暮らせる場合は、人里離れた大規模な入所施設なのだろうか。その人の生い立ちや家族等を知る身近な人々とのつながりが継続できるとともに、新たな人とのつながりを広げられるような地域社会関係を構築することこそが、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現につながる。今回の事業費の一部でも、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備のために充ててはどうか。

在宅療養支援診療所など医療体制とも連携を図ることにより、大規模障害者施設の機能を地域に細かく分散できるのではないかと。それが既存の社会福祉法人等では困難であるなら、全国に公募して先進的な法人を誘致することも不可能ではないはずである。

今回の事業は、重度の障害者は地域社会では暮らせないということ認め、どのような障害者であっても地域包括ケアが目指す日常生活圏域で暮らし続けることを目指すという宮城県の施策の理念を歪めることになるため、「みやぎ障害者プラン」・「みやぎ高齢者元気プラン」など関連計画等の理念と実際の施策との間に大きな矛盾を生むことになるのではないかと。

### 【検討結果】

県では、障害者の地域生活移行を推進するため、グループホーム等の地域生活で必要とされる施設を民間法人が整備する費用の一部を補助する等により、地域での社会資源の整備を促進してきた。船形コロニーだけをみても、平成15年度から22年度にかけて、計224名の方が地域生活へ移行できた。障害者が地域社会の中で暮らしていけるような施策を推進していくという方針については、これまでといささかも変わるものではない。

一方で、現在、船形コロニーに入所されているのは、重度・最重度の障害を抱えている方々であり、現在の地域の社会資源では、ただちに地域生活へ移行することは難しい状況である。実際、平成23年度以降は、地域生活へ移行できた方が毎年0～2人と推移してきた。また、一旦グループホームなどの地域生活に移行した方の中には、高齢化に伴う障害の重度化等により、再入所を希望する方や戻らざるを得ない方も出てきている。

船形コロニーの各建物は老朽化が著しく、入所利用者の生活環境の悪化は、運営の工夫だけでは補えないものとなりつつある。ご提案いただいたような「地域分散型」での施設整備についても検討しましたが、「用地の確保」、「土地の造成コスト」、「周辺住民等の理解促進」等の課題が多く、利用者が入所できるまでには長期間を要することが明らかであり、それまでの間、年々老朽化していく現在の施設で暮らし続けることは困難なものと判断した。なお、建て替えに当たっては、地域住民との連携や交流が図られやすい空間を創出するとともに、地域社会との繋がりを持つ仕組みを検討している。

また、船形コロニー整備と併せて、例えば、医療的ケアや強度行動障害などにより支援が難しい場合であっても、誰もが安心して地域での生活ができるように、グループホームや生活介護など障害福祉サービス事業所において、受け入れが可能となるように支援策等を検討している。

県立の船形コロニーの大きな役割は、民間で受け入れが困難となった重度・最重度の入所利用者のセーフティネット機能及び在宅や民間施設での生活が一時的に困難となった方を緊急的に受け入れるバックアップ機能を果たすことと考えている。県立施設である船形コロニーは民間施設と密な連携を図りながら、障害の重い方々の地域での生活を支える拠点を目指していく。



## 事業概要

## I 事業の概要

事業の名称	船形コロニー整備事業
事業の概要	<p><b>【概要】</b></p> <p>昭和48年に開設した船形コロニー（黒川郡大和町）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「障害者支援施設」として、地域での生活が困難な重度・最重度の知的障害者を県内全域から受け入れている。</p> <p>現在、建物・設備の老朽化が進み、また、バリアフリーに対応していないこと、居室の多くが相部屋のためプライバシーが確保できていないこと、更には、一人当たりの居室の広さが、現在の国の基準を満たしていないなどにより、入所利用者の日常生活や入所希望者の受け入れ等に影響が生じており、施設運営に支障を来していることから、建物・設備の整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、平成26年度及び平成27年度において、県立施設として目指すべき役割や機能、施設整備のあり方等について、外部有識者等で構成する検討会を設置し、検討を行った。</p> <p>その結果、船形コロニーは、県立施設としてのセンター機能（サーフェイネット、バックアップ、コーディネート）を担うとともに、老朽化した居住棟及び支援に必要な建物を早期に建て替え、現地の建て替えを前提とした整備が望ましいとの方向性が示された。</p> <p>これらの検討結果を踏まえ、船形コロニーは、県立施設としての役割・機能を果たすとともに、重度・最重度の障害者の安全・安心な生活環境を提供するため、早期整備が可能である現地において、本事業を行うものである。</p> <p>《附属資料1 船形コロニー整備事業 基本構想（本編・概要版）》 《附属資料2 船形コロニー施設概要》</p> <p><b>（対象施設の現況）</b></p> <p>施設名：宮城県船形コロニー 所在地：黒川郡大和町吉田字上童子沢21 設置者：宮城県 開設年月：昭和48年8月 定員：施設入所支援，生活介護300人 （受入可能人数210人） 就労継続支援B型20人，短期入所10人 敷地面積：466，603.24㎡ 建物面積：20，123.31㎡ （うち居住棟：8，274.54㎡） 建物構造：鉄筋コンクリート造，鉄骨造，他非木造 施設構成：居住棟，管理棟，給食棟，訓練棟，体育館，車庫， 温室棟，エネルギー棟，倉庫 他 指定管理者：社会福祉法人宮城県社会福祉協議会</p>

	<p><b>【上位計画との関連】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城の将来ビジョン（平成19年3月） <ul style="list-style-type: none"> <li>第4章 宮城の未来をつくる33の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2節 安心と活力に満ちた地域社会づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>取組22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>《附属資料5 宮城の将来ビジョン（一部抜粋）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ みやぎ障害者プラン（平成23年3月） <ul style="list-style-type: none"> <li>第3章 地域で安心して生活するために <ul style="list-style-type: none"> <li>第4節 療育、介護・訓練等のサービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>2 施設支援体制の充実</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>《附属資料6 みやぎ障害者プラン（宮城県障害福祉長期計画）（一部抜粋）》</p>
<p>事業計画の背景</p>	<p><b>【背景】</b></p> <p>船形コロニーは、重度・最重度の知的障害者に対する中長期にわたる援助を通じて、自立への道を開くことを目指した総合援護施設として、昭和48年8月に現在地に開設した。</p> <p>これまで施設長寿命化のための大規模修繕等は行われてこなかったため、現在、建物・設備の老朽化が進み、雨漏り等の不具合が生じている。また、一部の居住棟や活動棟等は、バリアフリーに対応していないため、入所利用者の生活や支援に支障を来している。</p> <p>現在、居室は2～4人の相部屋が中心となっており、入所利用者一人ひとりの障害特性や状態に対応した支援やプライバシーの確保が出来ていない。また、現在の居室は、利用者一人当たりの居室の床面積の基準を満たしていない状況にあり、その他の関連する現行の基準を満たす必要がある。更には、感染症等を発症した場合に、同じ入所利用者への蔓延防止対策が取りにくいなどの課題があるため、安全・安心に生活できる居住環境が提供出来ていない。</p> <p>児童福祉法改正に伴い県立の福祉型障害児入所施設「宮城県啓佑学園（仙台市泉区）」からの18歳以上の入所利用者の受け入れ先の一つとして、新たな居住の場を確保する必要がある。</p> <p>このため、平成26年度と平成27年度に、県立施設として目指すべき役割や機能、施設整備のあり方等について、外部有識者等で構成する検討会を設置し、検討を進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県立障害児者入所施設のあり方検討会（平成26年度）</li> <li>◇ 船形コロニー施設整備検討会（平成27年度）</li> </ul> <p>その結果、船形コロニーは、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を担うとともに、老朽化した居住棟及び支援に必要な建物を早期に建て替え、現地での建て替えを前提とした整備が望ましいとの方向性が示された。</p> <p>また、入所利用者の生活の質を向上させ、高齢化や障害の重度化等への課題に対応するため、ハード面のみならず、生活環境や支援体制の充実などソフト面も含めて総合的な整備を行うとともに、利用者の視点に基づいて整備を行うべきとの考えがまとめられた。</p> <p>県立施設としての役割を引き続き果たし、入所利用者や在宅の障害者に対して最も望ましい支援を提供できると判断したことから、本事業を実施するものである。</p>

	<p><b>【期待される効果】</b></p> <p>入所利用者の日常生活の向上や日中活動の充実、プライバシーの確保が図られる。</p> <p>高齢化や障害の重度化など、入所者一人ひとりの障害特性や状態に合わせた生活環境の提供が可能となる。</p> <p>支援体制を再構築することにより、入所・通所する利用者に対して良質な支援を提供することができる。</p> <p>新たな機能（研修・研究機能、福祉避難所機能等）の付加により、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット・バックアップ・コーディネート）の充実が図らる。</p>												
これまでの取組状況	<p>平成26年度 県立障害児者入所施設のあり方検討会</p> <p>平成27年度 船形コロニー施設整備検討会</p> <p>平成28年度 基本構想策定</p> <p>《附属資料3 県立障害児者入所施設のあり方検討会報告書》</p> <p>《附属資料4 船形コロニー施設整備検討会報告書》</p>												
今後のスケジュール	<table border="0"> <tr> <td>平成28年度</td> <td>大規模事業評価，設計者の選定</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>基本設計，実施設計（一部）</td> </tr> <tr> <td>平成30～33年度</td> <td>実施設計（段階的に実施）</td> </tr> <tr> <td>平成31～34年度</td> <td>建設工事（段階的に実施）</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>一部供用開始（新居住棟）</td> </tr> <tr> <td>供用開始予定</td> <td>平成35年10月</td> </tr> </table>	平成28年度	大規模事業評価，設計者の選定	平成29年度	基本設計，実施設計（一部）	平成30～33年度	実施設計（段階的に実施）	平成31～34年度	建設工事（段階的に実施）	平成32年度	一部供用開始（新居住棟）	供用開始予定	平成35年10月
平成28年度	大規模事業評価，設計者の選定												
平成29年度	基本設計，実施設計（一部）												
平成30～33年度	実施設計（段階的に実施）												
平成31～34年度	建設工事（段階的に実施）												
平成32年度	一部供用開始（新居住棟）												
供用開始予定	平成35年10月												

## II 事業内容

用地関係	予定地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21
	用地確保の状況	<p>用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/>済・未</p> <p>造成面積 - m<sup>2</sup></p> <p><input type="checkbox"/>県有地・民有地買上・民有地借り上げ・( )</p>
	敷地面積	466,603.24 m <sup>2</sup>
	規制の状況	<p>規制区域</p> <p>用途：市街化調整区域</p> <p>建ぺい率：70%</p> <p>容積率：200%</p> <p>その他：なし</p>
建設関係	事業規模	<p>新設：居住棟，附属建物（活動，給食，事務管理）</p> <p>計16,350 m<sup>2</sup></p> <p>構造：鉄筋コンクリート造，鉄骨造，木造又は混構造</p> <p>改修：とがくら園，体育館</p> <p>計4,882 m<sup>2</sup></p> <p>解体：居住棟，附属棟 ほか</p> <p>計13,109 m<sup>2</sup></p> <p>全体延べ床面積：34,341 m<sup>2</sup></p> <p>整備敷地面積：約38,000 m<sup>2</sup></p>

### Ⅲ 事業費

建設費 A	調査費（地質調査費，測量費）	4 9 百万円
	設計費	3 2 3 百万円
	工事費	8, 7 7 0 百万円
	その他（工事監理費等）	1 3 3 百万円
	（設備・備品費等）	1 6 7 百万円
	合 計	9, 4 4 2 百万円
	<b>【財源内訳】</b>	
	起債	7, 5 5 3 百万円
	社会福祉施設整備事業債（充当率 8 0 %）	
	一般財源	1, 8 8 9 百万円
	合 計	9, 4 4 2 百万円
維持管理費 B	4 0 年間の維持管理費の累計	
	〈建設後の施設の利用を平成 3 5 年～平成 7 4 年の 4 0 年間と想定〉	
	人的経費	5 1, 8 5 2 百万円
	修繕・補修関係経費	1, 0 4 3 百万円
	運営・管理経費	1 3, 5 5 7 百万円
	合 計	6 6, 4 5 2 百万円
	<b>【財源内訳】</b>	
	給付費等	4 9, 7 2 8 百万円
	一般財源	1 6, 7 2 4 百万円
	合 計	6 6, 4 5 2 百万円
合計 A + B		7 5, 8 9 4 百万円
	※建設費及び維持管理費は現時点での最大費用であり，設計段階において，施設のライフサイクルコスト及び効率的な施設運営の視点に配慮し，コスト縮減に努める。	

## 評価結果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

### 1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

#### （社会経済情勢から見た必要性）

船形コロニーは、民間では受け入れが困難である重度・最重度の知的障害者の受け皿として、県全域におけるセーフティネットの役割を果たしてきた。

これまで地域生活移行が一定程度進んだところであるが、現在の入所利用者の殆どが重度・最重度の障害者であること、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備が不十分であることなどから、以前よりも地域生活への移行者が減少している。

また、入所利用者的高齢化や障害の重度化が進んでおり、介護や医療的ケアなどが必要な入所利用者や強度行動障害を有する入所利用者の割合が増加している。

一方、船形コロニーを退所し、グループホーム等で生活している障害者が、高齢化や障害の重度化により地域での生活が困難となり再入所するケースも発生しており、今後、地域での生活が困難な障害者の入所ニーズは更に高まることが想定されている。

このため、船形コロニーは、今後も重度・最重度の障害者を受け入れる障害者支援施設として、その役割を担うために必要な施設である。

#### 《附属資料7 障害者支援施設に係る基礎数値

（地域生活移行者数推移、待機者数推移、アンケート結果）》

#### （建物・設備整備の必要性）

現在、使用している居住棟の3棟は、いずれも築20年以上が経過しており、このうち最も古い居住棟の「おおくら園」は、築40年以上が経過しているため、建物の老朽化に伴う雨漏りや設備配管の水漏れ等の不具合の発生や、床の段差などバリアフリーに対応していないため、高齢者や車いす利用者の生活に支障が生じている。

各居室は2～4人の相部屋中心であり、居室面積の確保やプライバシーの確保など、生活の質の向上が課題となっている。

その他の各建物についても、施設・設備の老朽化が進んでおり、近年、修繕を要する箇所や頻度は増加傾向にあるため、抜本的な対策が必要である。

このため、入所利用者の日常生活や入所希望者の受け入れ等に影響が生じているなど、施設運営に支障を来している状況にあることから、老朽化した建物・設備を整備する必要がある。

#### 《附属資料8 基準・仕様比較》

なお、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年9月策定）では、障害者支援施設は、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の一層の小規模化・個室化により入所者の生活の質の向上を図るとされている。

本事業においても、国が定める基本的方向に沿った整備をすることにより、生活単位の小規模化と個室化を図るほか、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した構成・配置とする計画である。

#### 【当該施設の想定される利用者、ニーズ】

- 地域や民間施設等では受け入れが困難な重度・最重度の知的障害者等（入所）
- 以前に船形コロニーを退所し、周辺地域で生活する知的障害者等（通所）

【施設の状況（施設の規模、利用状況、耐用年数）】

○施設規模

- ・敷地面積：466,603.24㎡
- ・建物面積：20,123.31㎡（うち居住棟：8,274.54㎡）

○施設構成（平成28年4月1日現在）

（※RC造：鉄筋コンクリート造）

居住棟	建築年	構造※	耐用年数	築年数
おおくら園	昭和49年	RC造	47年	41年
かまくら園	昭和56年	RC造	47年	34年
とがくら園	平成5年	RC造	47年	22年
旧はちくら園	昭和48年	RC造	47年	42年
旧セルフふながた	昭和52年	RC造	47年	38年
付属棟	建築年	構造	耐用年数	築年数
なでくらセンター	昭和50年	鉄骨造	34年	41年
まつくらセンター	平成4年	鉄骨造	15年	23年
給食センター	平成5年	RC造	50年	23年
事務管理センター	昭和54年	RC造	50年	37年
体育館	昭和55年	RC造	47年	35年
エネルギーセンター	昭和48年	RC造	50年	42年

○利用者数（平成28年4月1日現在）

- ・施設入所支援、生活介護（入所）：209名
- ・就労継続支援B型（通所）：18名

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

障害者支援施設は、社会福祉法において、障害者支援施設を経営する事業は第一種社会福祉事業に該当し、国、地方公共団体又は社会福祉法人による運営が原則となっている。

（社会福祉法第2条第2項第4号、第60条）

船形コロニーは、県立の障害者支援施設として、重度・最重度の知的障害者を受け入れており、業務の専門性や採算性から民間事業者では運営が困難な事業である。

民間では受け入れが難しい障害者を県全域から受け入れているが、入所利用者の高齢化や障害の重度化などの課題に対応する必要があるため、県立施設としてのセーフティネットの役割を果たすためにも、県以外に事業の実施主体になることは極めて困難である。

現在、指定管理者制度の活用により、指定管理者が施設を運営しているが、県としても県立施設の適正な管理運営の責任を負うものであり、指定管理者との調整等を行いながら事業を進めていく必要がある。

以上により、県が事業主体であることは適切である。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。（第3号関係）

船形コロニーは、前述のとおり、各建物・設備が老朽化しており、運営に支障をきたしていることから、早急に建物・設備を更新する必要がある。

県立の福祉型障害児入所施設である啓佑学園において、児童福祉法改正により、18歳以上入所利用者は、障害者のサービスへ移行する必要があるため、その受け入れ先の一つとして、船形コロニーを整備する必要がある。

以上により、本事業を行う時期は社会経済情勢から見て適切である。

#### 4 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

PFI事業導入の検討を行ったが、一定の事業規模は確保されるものの、PFI事業者の創意工夫の余地が大きい運營業務の中で、既に指定管理者制度を活用し、民間により運営されていること、また、人員配置に関する基準があるため人数も同数必要となることから、PFI導入による財政的メリットが見い出せないことなどを総合的に判断し、従来方式により整備を行うこととした。

##### PFI導入調整会議での検討結果

平成28年6月20日に開催したPFI導入調整会議における検討の結果、当該事業については、従来方式による手法が妥当と判断した。

《附属資料9 PFI検討調書》

#### 5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

船形コロニーの建設場所は、平成27年度に開催した「船形コロニー施設整備検討会」において、建設場所を現在地とした場合に、以下のようなメリットがあると示している。

- ①建設場所の確保が容易である
- ②段階的な施設整備や機能拡張が可能である
- ③現在の入所利用者の環境変化への負担が少ない
- ④現在の職員が引き続き勤務しやすい
- ⑤入所利用者、家族、周辺住民等の理解が得られやすい
- ⑥周辺の自然環境の活用が可能である
- ⑦県のほぼ中央部に位置している

検討会では、上記の考え方を踏まえ、早期の建て替えが可能な現地での建て替えを前提とした整備が望ましいとの方向性が示され、県としても、検討会の結論に沿った整備が最も有効な手法であると判断した。

また、県が利用者家族等に対してアンケートを実施したところ、有効回答数の約84%が現地での建て替えを希望しているとの結果であった。

なお、現状では、地域との交流や活動が限定的であり、他の社会資源との連携も不十分であることから、今後、地域に開かれ、多様な社会資源との連携が図れる施設として活動が展開される仕組みを検討し、その実現を目指していくこととする。

以上により、本事業の実施場所は適切である。

#### 6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

入所利用者一人ひとりの障害特性や状態に合わせた生活環境の充実が図られ、落ち着いた生活やメリハリのある生活ができる環境が形成される。

入所利用者の高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや強度行動障害への対応、地域生活移行に向けた取り組みなどに対応した支援環境の提供が可能になる。

船形コロニーや民間施設等の取り組みに関する情報の収集・提供(研修・研究機能)を通じて、県全体の専門知識や技術の普及・向上を図ることが可能になる。

高齢化及び障害の重度化等が進む社会において、県立施設として、地域での生活が困難な重度・最重度の障害者の方々のセーフティネットを図ることが可能になる。

現在、敷地内に分散している各建物を一部集約することにより、効率的・効果的な支援の提供が可能になる。

以上により、本事業は社会経済情勢から見て効果的である。

## 7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

建設予定地は、現在の敷地内の土地である。

現在の建物を使用しながら、本事業を実施することになるため、入所利用者の生活や日中活動に与える影響や、敷地の北側に隣接する民家等に与える影響などに十分に配慮した計画立案、工事施工に努める。

本事業の計画立案に当たっては、「宮城県環境基本計画（概要版）」に基づき、環境負荷の低減、周辺自然環境の保全や景観などに配慮する。

《附属資料10 宮城県環境基本計画（概要版）》

## 8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

### ①利用者及び利用者家族、周辺住民等への配慮

船形コロニーは、入所利用者にとっては生活の場であることから、良好な生活環境を確保するなど、施設計画段階で十分な配慮、検討を行う。

施設整備及び施設供用によって生じる周辺環境に対する影響を考慮し、進捗状況に合わせて、利用者及び利用者家族、周辺住民への説明会を開催し、事業に対する理解や協力を得られるよう努める。

利用者家族においては、居室を小ユニットで個室化すると、職員の目が行き届かなくなり不安であるとの意見も一部あることから、今後、丁寧な説明を行うなど、不安の解消に努める。

### ②施設計画における配慮・検討事項

今回の施設整備に併せて研修・研究機能を付加する予定であり、研修受講者は車での利用が想定されることから、十分な駐車台数を確保するとともに、雨天時でも利用者が快適に乗降できる屋根付きの車寄せを設置するなど、施設利用者が利用しやすい環境となるよう、施設計画段階で十分な配慮、検討を行う。

### ③施設の円滑な運営

本事業により、新たに整備する建物の構成や配置等に対応した運営体制の再構築が必要になること、また、事業効果を十分に発揮するためには施設の円滑な運営が欠かせないことから、整備後の組織体制、運営形態のあり方について、指定管理者等と綿密に協議を行い、供用開始後に円滑な施設運営ができるよう準備を進める。

### ④災害リスクへの対応

大規模な災害が起こった場合でも、施設運営を継続するとともに、福祉避難所としての機能を果たすことができる十分な耐震性を持った施設となるよう計画する。

## 9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲)	A	調査費（地質調査費，測量費）	4 9 百万円
		設計費	3 2 3 百万円
		工事費	8, 7 7 0 百万円
		その他（工事監理費等） （設備・備品費等）	1 3 3 百万円 1 6 7 百万円
		合 計	9, 4 4 2 百万円
		<b>【財源内訳】</b>	
		起債	7, 5 5 3 百万円
		社会福祉施設整備事業債（充当率	8 0 %）

	<p>一般財源 1, 889百万円</p> <p>合計 9, 442百万円</p>
<p><b>維持管理費 B</b> (再掲)</p>	<p>40年間の維持管理費の累計 〈建設後の施設の利用を平成35年～平成74年の40年間と想定〉</p> <p>人的経費 51, 852百万円</p> <p>修繕・補修関係経費 1, 043百万円</p> <p>運営・管理経費 13, 557百万円</p> <p>合計 66, 452百万円</p>
	<p><b>【財源内訳】</b></p> <p>給付費等 49, 728百万円</p> <p>一般財源 16, 724百万円</p> <p>合計 66, 452百万円</p>
<p><b>合計 A+B</b> (再掲)</p>	<p>75, 894百万円</p> <p>※建設費及び維持管理費は現時点での最大費用であり、設計段階において、施設のライフサイクルコスト及び効率的な施設運営の視点に配慮し、コスト縮減に努める。</p>
<p><b>投入職員数</b></p>	<p>①平成29年度～平成30年度（基本・実施設計等） 延べ288人（3人×4日×24月） 障害福祉課職員が、関係課室、船形コロニー、設計事務所等との打合せを月に4回程度行う。</p> <p>②平成31年度～平成35年度（建設工事等） 延べ720人（3人×4日×60月） 障害福祉課職員が、関係課室、船形コロニー、工事監理者及び工事請負業者等との打合せを月に4回程度行う。</p>

以上のとおり、船形コロニー整備事業について県が評価を行った結果、事業の実施は適切と判断した。





宮行評委第7号  
平成28年9月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県行政評価委員会  
委員長

堀切川 一



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部  
部会長

奥 村



「船形コロニー整備事業」及び「石巻好文館高等学校校舎等改築事業」に係  
る大規模事業評価について（答申）

平成28年7月12日付け復政第27号で諮問のありましたこのことについて、行政評  
価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会  
で審議した結果を別紙1及び別紙2のとおり答申します。

(別紙1)

船形コロニー整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 事業の実施に当たっては、今後のニーズの変化等に適切に対応できる機能を備えた施設となるよう検討すること。
- 2 先進的な機能の導入等により、維持管理費用の縮減を考慮すること。
- 3 施設職員の労働環境についても配慮するとともに、長期的視点で職員の育成に努めること。

(別紙2)

石巻好文館高等学校校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

#### 記

人口減少・少子化の将来予測を踏まえ、新しい教育ニーズにも適切に対応できる学校運営の展開について配慮すること。

